



長野県報

6月6日(月)
平成28年
(2016年)
第2780号

目 次

告 示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	1
公共測量の実施（建設政策課）	1
公共測量の終了（建設政策課）	1
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	2

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	2
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	3
争議行為を行う旨の通知の公表（労働雇用課）	4
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可（農村振興課）	4

告 示

長野県告示第336号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年6月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡木島平村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木島平村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第337号

諏訪市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成28年6月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（デジタル航空写真撮影）
(諏訪市都市計画基本図修正)
- 2 作業期間
平成28年4月25日から平成29年2月28日まで
- 3 作業地域
諏訪市

建設政策課

長野県告示第338号

信濃町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成28年6月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成（デジタルオルソ））
- 2 作業期間
平成27年8月7日から平成28年3月25日まで
- 3 作業地域
上水内郡信濃町

建設政策課

長野県告示第339号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県千曲建設事務所及び坂城町役場に備え置きます。

平成28年6月6日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
網掛2号	右に掲げる地番の土地に存する 標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線に囲まれた区域。	埴科郡坂城町	網掛	原	1523番1	1号
		"	"	"	1526番	2号及び4号
		"	"	上手山	1518番1	3号
		"	"	原	1529番	5号及び6号
		"	"	"	1535番	7号
		"	"	"	1538番5	8号
		"	"	"	1545番4	9号
		"	"	"	1545番2	10号
		"	"	"	1533番1 地先道路敷	11号
		"	"	"	1532番2 地先道路敷	12号
		"	"	"	1530番	13号
		"	"	"	1527番1	14号
		"	"	"	1524番1	15号

砂防課

長野県告示第340号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成28年6月6日

長野県知事 阿部 守一

1 一部について指定を解除する区域の名称

稻荷及び鞍掛西

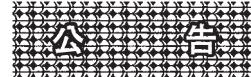
2 一部について指定を解除する区域

上高井郡高山村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県須坂建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年6月6日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成28年5月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人すくすく子育てファミリー

3 代表者の氏名

市川 和美

4 主たる事務所の所在地

北佐久郡軽井沢町大字長倉2703番地11

5 定款に記載された目的

この法人は子どもたちがすくすくと幸せに育つため、親（養育者）も成長し、楽しく子育てができるよう、その手助けと、子育て支援に関する事業を行うとともに、社会養護の必要な子どもに対しては、里親委託及び養子縁組を推進する。これらを行政や関係者と連携して進め、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

県民協働課